

2002年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

2002年11月30日

駿台史学会

於 明治大学リバティタワー1156教室

プログラム

自由論題	(9:30~12:00)	リバティタワー 1156教室
2002年度テーマ『歴史研究の現場から』		リバティタワー 1156教室
講演者紹介	(13:00~13:15)	
研究発表	(13:15~16:00)	
総会	(16:00~17:00)	リバティタワー 1156教室
懇親会	(17:30~)	リバティタワー23階サロン 燦・紫紺

研究発表

自由論題

律令格式における慣習法の影響—氏姓制を通して—	中村友一	2
前漢時代の「民爵」賜与—宣帝期を中心に—	高村武幸	4
1903年第五回帝国商業会議所会議とイギリス帝国経済	福士純	6
砂沢式土器の型式学—北日本先史時代史の再構築に向けて—	品川欣也	8
大正期における東濃鉄道導入の推進主体	清水孝治	10

2002年度テーマ

『歴史研究の現場から』

イギリスの「暦」再考—多民族都市レスターが問いかけるもの—	佐藤清隆	13
現代中国における国家・地域・環境—江蘇・新疆・湖南で見えたこと—	高田幸男	16
アメリカ合衆国アラバマ州マウンドヴィル遺跡の考古学	佐々木憲一	18

律令格式における慣習法の影響—氏姓制を通して—

中村友一

(明治大学文学部助手・日本史)

本報告の目的は、日本古代において中国法を参考としていわゆる法治国家（律令制国家）へと転換するための画期をなし、日本古代国家の枠を規定するものとなった律令格式について、日本の実情に即したように多々変改されている箇所、中でもあまり言及されていない「氏姓制」という慣習法の影響関係を明らかにすることである。具体的には、この氏姓制が律令継受後も残存し、なおかつ律令格式などに摂取されたり影響を及ぼしている実態を明確にすることが分析上の第一の目的となる。

次いで本報告の意義は、官人を体系的に秩序立て表象しているのは律令制的な位階制によるが、それとは別に、慣習法として曖昧にして秩序づけられてはいない「氏姓」も官人の表象として機能していた。つまり「氏姓制」である。

しかしながら、律令制国家になぜ、律令摂取以前からの慣習法が残存する必要があったのか、形骸化するとはいえ中世以後も永くその遺制が残るには大きな理由があるはずである。このことは、あらゆる場面や分野で「日本的」「日本独自」として特徴づけられる諸事象の根幹に関わる部分、つまり日本の古代国家成立と、王権の成立とその構造を明らかにしうる意義を有していると考える。さらに言えば、その後の日本文化や風土の形成にもある程度の視野を広げるものでもある。

それでは考察の手順はどのようにすべきか、氏姓制の成立に関しては別に論じたことがあるので本報告では措いておく。

また、この論題の内「律」については、刑法であり、官人や有位者と百姓（それ以外の公民という意味において）との差はあるものの、特定の氏族を対象として作成されることは有り得ないので除外される。

残った令・格式が主な考察対象になる。令は行政法で、施行細則や単行法令集である格式に先行するものなので、養老令を最初に取り上げ、次に『延喜式』を中心に利用する。『類聚三代格』や六国史は必要に応じて分析対象とする。ここから「氏姓」や部制を示す史料を掲出、分析材料としたが、史料全文の引用は煩瑣となるので職員令部分をまとめたものを表化し、そのうち部・戸の史料は官司的な性格が強く後事的な設置に関わるものもあって除外する。

部については既に一氏に所属するものではなく、別氏の名を負う部が所属する事が常であることが指摘されている。官司的性格の部を管掌する氏族の存在も考えるべきだが、氏姓制を媒介とするものではないということで除外するのである。

また国史に見える詔勅が律令や格式に摂取されている事例もある。これについては、氏姓制の変容と部分的発展を顕わすものと考えることが出来る。この事例は格式の事例と照応させて呈示する。

しかし、卜部・中臣を始め大伴・石上・東漢・西史などが記載の中心を占めているように、天皇を中心とした神祇祭祀や行事において特徴的に摂取されていることが窺える。

それは、より天皇制の古体を示すこれら分野においては、中国法を変改して摂取する方が都合が良かったからである。なぜなら、氏姓制は職掌名を負った氏による王権に奉仕する政治構造をさすものだからである。ここに慣習法の影響関係が発現した理由を看取できる。

一方、比較的影響関係が見られない分野は、官司制がより整備されており律令制的な官人を任用することで充分機能する部門であったと見なせよう。

逆に、八色の姓のように明文文化されていても律令制に影響を与えないこともある。これについては、氏姓制が律令制に取り込まれたのではなく、やはり氏姓制が慣習法としての性格を強く保持しつつ残存していたことを示す証左となると評価できるのではなかろうか。

氏姓制の変革には、庚午年籍作成（670）・八色の姓制定（684）・『新撰姓氏録』編纂（814）などがあげられる。しかし、律令制定や格式の制定・集成は氏姓制においては画期となり得なかったのである。

以上の考察結果を王権視点から見直すと、慣習法である氏姓制は王権（とりわけ天皇権に置き換えられる権能である）による管掌を受けるが、別の立法基準である律令格式への影響は王権の成文法への管掌でもあると置換できるのではなかろうか。

まとめると、氏姓制が令や式を中心に影響を与えていたことを指摘した。中でも神祇祭祀や行事に関わる部分に濃密に摂取されているが、これは氏と天皇との関係を受け継いで機能的な分野であったからである。さらに、王権が成文法に直接的に関与する事の他に、氏姓制を管掌して間接的にも影響を与える権能を有していることも指摘した。

前漢時代の民爵賜与について—宣帝期を中心に—

高村武幸

(明治大学大学院博士後期課程・東洋史)

中国最初の統一帝国・秦を受け継いだ漢帝国(B.C.202～A.D.220)では、一般の民(男子)に爵位が度々賜与された。この爵位とは、最下級(第1級)「公士」から最上級(第20級)「徹侯(列侯)」まで20段階からなる「二十等爵制」に基づくもので、庶民や下級官吏には第1級「公士」から第8級「公乘」までの保有が許されていた。そのため、第1～8級までの爵位を「民爵」、民への爵位賜与を「民爵賜与」と称する。これは統一以前の戦国時代の秦において、軍功かそれに準ずる功績ある者のみに、特権と共に与えられた軍功爵が源流であるが、漢では功績の有無に関わらず、国家の慶事等に際して広く庶民らに爵位を賜与した点が最大の相違点である。しかも爵位に伴う特権は、刑罰減免の他、経済的・政治的な権利をも含む秦代に対し、漢代では刑罰減免のみと大幅縮小され、加えて度々かつ広汎な賜与により、爵位自体の価値も下落したと指摘されており、そうした爵位と、その賜与の意味が問われてきた。現在の爵制論の出発点が西嶋定生氏の研究(1961)である。

- ①男子一般に爵位が度々賜与されたとすれば、年齢が高いものほど爵位が高くなる
- ②爵位の高低は年齢の高低と一致する
- ③民間に存在する(半ば崩壊していた)年齢秩序を爵位の秩序によって再編できる。それは爵位賜与に伴って許された宴会の席次が爵位順に設定されたことで民に確認された
- ④民間秩序を再編成する爵位を賜与できる皇帝権力は他の権力とは隔絶した権力といえる

以上の論点からなる西嶋説に対し、疑義を呈したのが初山明氏(1985・1991)である。

- ①爵位が民間の秩序を再編するというのは史料的に認められない(爵位の賜与と宴会用の酒食賜与とが必ずしも同時に行なわれない)
- ②爵位とは皇帝との距離の指標であり、高ければ高いほど皇帝に近い
- ③漢代における民爵賜与は、元来軍功でしか与えられなかった爵位を無償で民に与えることにより、民の皇帝に対する軍事的(平時の労役を含む)奉仕を期待する意味がある

現在の所、上記二説が代表的な爵制論として、研究者の議論の対象となっている。

ところで、秦の軍功爵としての性格は漢代に入ってどのような過程で変化していったのであろうか。初山説では、漢代でも軍功爵としての性格を残していたことを前提としており、その点については同意したい。ただ、従来の諸研究では爵制そのものの研究に主眼がおかれ、漢代全般を通じた爵制の展開と変化については、なお検討すべき課題が多い。そこで本報告では、前漢帝国(B.C.202～A.D.8)の政治的情勢の変化が、爵制に与えた影響の検討を通じて、漢代二十等爵制の変遷を追ってみたい。

秦帝国崩壊の契機となった陳勝・呉広の乱(B.C.209)にはじまる秦末の戦乱の過程で、漢の高祖(劉邦)は旧秦国領域を本拠地とし、以後秦の爵制を継承した。漢帝国の成立は爵制に二つの影響をもたらした。戦乱期の軍功で第8級公乘程度までの爵位を保有していた者が多数存在していたことと、軍功を立てる場としての戦争が激減したことである。前者については、3代文帝(位 B.C.180~157)期ごろまでに爵位に伴う数々の特権が縮小されたとみられ、また4代景帝(位 B.C.157~141)の数度にわたる民爵賜与により、第8級までの爵位保有者の地位を相対的に低下させたと考えられる。景帝期は後の7代宣帝(位 B.C.74~49)期に匹敵する間隔の短さで民爵賜与が行われたが、5代目の武帝(位 B.C.141~87)期の民爵賜与は、即位時の賜与以外は遊牧民族・匈奴との戦争が中断し、かつ泰山封禪等の重要儀式があった時期(B.C.116~108)のわずか2回に限られる。これはやはり、匈奴との戦争が始まり、軍功に対し賜与される軍功爵としての運用がなされたためとするのが妥当ではないか。

このように、武帝期には秦以来の軍功爵制の性格をなお残していた二十等爵制を変質させる契機が、宣帝期に行なわれた集中的な民爵賜与と考えられる。6代昭帝死後の皇位継承を巡る混乱の後、実力者・大司馬大將軍霍光により、他の皇族より血統的には必ずしも優越していないにも関わらず、民間から探し出され擁立された宣帝の政治的立場は、磐石とはいえない部分があった。宣帝は、霍光の死後その一族を排斥して親政を開始した翌年から、5年連続の「瑞祥のあらわれ」を理由とした民爵賜与を実行した。これには、親政を開始したことと共に、政務(特に地方政治)に精励して霍光の威光なくしても皇帝たる資格を有していることを連年の瑞祥によって示し、民爵賜与という形で天下万民に知らしめる目的があったと考えられる。『漢書』宣帝紀に記される宣帝即位前の逸話には、高祖挙兵前のそれと類似した内容がみられ、『漢書』郊祀志において宣帝期には瑞祥の記載が多いことも、皇帝たる資格を示そうとしていた傍証といえるのではないか。その一方で、宣帝期の集中的民爵賜与により、爵位の価値の低落傾向はほぼ決定付けられた。そこには爵制的秩序による民間秩序再編などの意図はなく、政治的必要から賜与された(されなかった)爵位としての姿が浮かび上がってくる。この時期の出土木簡に見られる民や兵士の名簿で、多くの者が上限たる第8級公乘を有していることも、このことを裏付けよう。この後、爵位の価値が様々に低落していったことは先行研究に語られている通りである。

以上、前漢時代の政治的状況が二十等爵制に与えた影響を、宣帝期を中心にみてきた。その結果、時期ごとの政治状況が爵制の運用に大きな影響を与え、性格の変容や価値下落をもたらした過程を考察する手がかりが得られたのではないか。今後、爵の意味を問うとともに、現実に運用され変化した制度としての視点からも検討していくべきだと考える。

1903 年第五回帝国商業會議所會議とイギリス帝国經濟

福 士 純

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・西洋史)

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、それ以前まで圧倒的な地位を占めていたイギリス製造業、輸出貿易は、アメリカ、ドイツをはじめとする他の工業国の成長により、その相対的な地位を低下させつつあった。このような状況に置かれたイギリス帝国經濟を帝国内の商工業者達、中でもイギリスとカナダの商工業者達が、いかなる関心をもって捉えていたかを検討することが本報告の目的である。この問題について考えるために、1903 年にモンテリオールで開催された第五回帝国商業會議所會議(以下 कांग्रेस と略述)を事例として取り上げる。 कांग्रेस とは、数年に一度イギリス帝国内の商工業者が一堂に会して、帝国問題を討議するために開催された會議である。この五回 कांग्रेस に参加した商工業者達の議論と、 कांग्रेस を主催したモンテリオール商業會議所の準備活動を分析することから、英加商工業者間の見解の相違、そしてカナダ商工業者達によるカナダ国民經濟の確立に向けた取り組みと帝国經濟の動向に与えた影響を明らかにしたい。

五回 कांग्रेस が開催された 1903 年は植民地大臣ジョセフ・チェンバレンによるバーミンガムでの帝国特惠関税支持演説のために、特惠関税による經濟的帝国統合への関心が非常に高まった時期である。そのため五回 कांग्रेस では、特惠関税による經濟的帝国統合に関する問題が中心議題となった。そしてその討議内容は、以下のように整理することが出来る。第一に、特惠関税問題に関するカナダ會議所代表の見解は、アメリカの經濟的進出への対抗、特惠関税という実利的な手段に基づく帝国統合の推進、カナダ国民經濟の確立の追求という点で一致していたということである。第二にイギリスの會議所代表達は、帝国特惠問題を通商面からしか言及していないのに対して、カナダ各會議所代表達は、帝国特惠関税に言及する際、その関心を帝国内貿易の問題に限定するのではなく、国内の移民問題や小麦生産の問題とも関連させながら議論を展開している。カナダにとって特惠関税の問題は、それだけで完結するのではなく、移民労働力の誘致、小麦生産の拡大といった他の問題とも不可分に結びついていた。一方カナダの商工業者にとって、 कांग्रेस 参加の意義は、カナダの膨大な資源と潜在力、そして国内經濟の発展のために不足する資本と移民労働力の必要性を कांग्रेस 参加者に示すことにあったのである。この点から、 कांग्रेस におけるイギリスの會議所代表と、カナダ會議所代表の関心の相違は明らかである。

また五回 कांग्रेस では、カナダ會議所代表達が関心を抱いていた帝国内移民問題について、カナダ側から帝国内移民の促進に関する二本の決議案が提出されている。一つ目の決議案は、鉱山業、鉄道投資との関連から移民の重要性を指摘している。それに対して、二つ目の決議案は、帝国内食糧自給との関連から移民問題を取り扱っている。このようなカナダ會議所代表達の発言からも分かるように、当該期において彼らが求める小麦の増産、輸出、

移民労働力の誘致、それらを促進する鉱山業、鉄道投資は、本国イギリスと隣国アメリカ両国の周縁に位置付けられたカナダが経済発展していくためには不可欠な要素だったのである。

五回 kongress の討議の中でのカナダ商工業者の姿勢は、会期中の討議だけでなく、kongress 開催のための準備活動にもあらわれていた。kongress の準備は、主にモントリオール会議所内に設立されたカナダ準備委員会が担当した。そしてその業務の中心をなしたのは、政府への kongress 開催資金援助の要請、カナダ経済に関する冊子の編纂、カナダ視察旅行の準備の三点であった。

政府からの資金援助は kongress 開催だけでなく、冊子の編纂、視察旅行の開催のためにも必要とされた。そして政府との一年以上にも及ぶ交渉の結果、この問題は政府が 2 万 5000 ドルを援助することで決着した。

冊子編纂の目的は kongress 開催以前に、カナダについて無知なイギリスの商工業者に対してカナダの経済的価値を示すことであった。モントリオール会議所は、「カナダ自治領便覧」として刊行された冊子を通じて、カナダに対しての移民や資本投資の増加を期待したのである。

またカナダ視察旅行は、kongress 参加のために訪加してきた代表達に直接カナダ産業や天然資源への投資機会を示すために企画された。モントリオール会議所は、約一ヶ月に及ぶ視察旅行の日程の調整や旅行先でのカナダ主要産業である農業、鉱山業、製紙業、水産加工業等の視察の準備をした。視察旅行はイギリスの会議所代表達に好評であり、モントリオール会議所は、視察旅行を通じてカナダ経済の潜在力を示すという視察旅行開催の目的を達成したのである。このようにカナダでの kongress 開催は、帝国問題に関する議論の場を提供しただけでなく、イギリス商工業者にカナダ経済の将来性を宣伝する機会を提供したのである。

本報告における検討の結果から言うことができるのは、イギリスの商工業者は、kongress を帝国特惠関税問題討議の場として位置付けていたのに対して、カナダの商工業者は、カナダの経済機会を示す機会として位置付けていたということである。つまり、カナダにとっての帝国統合問題は、特惠関税問題だけでなく、カナダ経済発展にとって不可欠な移民、投資の誘致、そして穀物輸出市場の確保を含意するものだったのである。また五回 kongress の開催は、帝国統合の必要性、中でも帝国経済におけるカナダの重要性を示しただけでなく、kongress 終了後のイギリス商工業者の認識に大きな影響を与えるものだったのである。ゆえにカナダ商工業者にとって、カナダ国民経済の確立と帝国経済関係の緊密化は、対立するものではなく、表裏一体の関係にあったのである。このように五回 kongress は、カナダ商工業者の意思が集約された場であり、その後の帝国経済における分水嶺をなすものだったのである。

品川 欣也

(明治大学大学院博士後期課程・考古学)

問題提起

弥生時代併行期の日本列島は、経済基盤の差異によって、北海道を続縄文文化、本州・四国・九州を弥生文化、沖縄諸島を後期貝塚文化と区分して呼んでいる。本研究の対象となる北日本縄文晩期以後の世界は、続縄文文化と弥生文化へと分岐する。この経済的に異質な両文化、領域の間でも、狩猟・漁撈技術の情報および土器や石器などの物資が数多く交換されていたと考えられる。しかし、これまでの研究は、北海道側の続縄文文化、本州側の弥生文化と線引きをし、各々の枠組みの中だけで議論が収束し、両地域が縄文以後連動しつつ各々特色ある文化を形成する姿を描き出すには至っていない。

この課題の解決のために、本研究では続縄文文化と東北弥生文化の基盤となった北日本縄文晩期直後の動向を把握するために在地系土器群の変遷過程を徹底的に追跡し検討する。在地系土器群を分析対象としたのは、先行研究が続縄文文化や弥生文化の枠組みに合致する資料（例えば類遠賀川系土器）だけを個別的・固定的に選択する問題をもつこと、そして在地系土器群は地域的に偏在することなく数量的にも豊富だからである。

砂沢式土器の型式学から

砂沢式土器は、青森県弘前市砂沢遺跡出土土器を標識資料とし、縄文晩期（大洞 A¹ 式土器）直後に位置づけられる。この土器群を型式学的に分析する。鉢・台付浅鉢（高坏）の文様帯（装飾帯）・単位文様・地文の変遷過程から3段階に区分する。

口部装飾帯（口縁部の突起）は順次重厚長大化し、第3期では口外側に沈線をめぐらす。頸体部文様帯は、第1期では胴部の3分の2、第2・3期では胴部全体を占め、第3期では頸体部文様帯の分帯化も一部起こる。台（脚）部装飾帯は、第1・2期では裾部に1・2条沈線をめぐらす程度であるが、第3期では台部全体に加飾し、透かし孔をもつ例もある。単位文様の変形工字文は、第2期以後上下に重層化し、そして第3期では複線化する。また新たに連繋入組文 Rsr 系列（右回り・連結）が採用される。頸体部文様帯以下の地文は、第2期以後消失し、第3期では頸体部文様帯・台部装飾帯に刺突充填する例もある。

これらの変遷過程を砂沢遺跡の出土状況から検証する。砂沢遺跡は、北西に傾斜する段丘斜面に遺物が分布し、幾つかの土器集中地点がある。出土土器の時期は段丘下部から上部にかけて時期が新しくなる傾向がある。砂沢式土器に先行する大洞 A¹ 式土器は a・b-11 区と集中地点①（b-10 区 I・III）、砂沢式土器第1期は集中地点②（A-9 区 IV）、第2期は集中地点③（a-9 区 I・a-8 区 III）、第3期は集中地点④（A-9 区 III）、砂

沢式土器に後続する五所式土器は 1 号溝と A-10 区が相当する。これらの遺構・遺物集中地点・グリッド一括資料から、砂沢式土器と前後する土器型式との型式区分、及び砂沢式土器 3 段階区分を検証できる。

砂沢式土器の変遷過程の中で注目したいのは、第 3 期に見られる変形工字文の複線化と連繫入組文 Rsr 系列（従来、波状入組文と呼ばれたものの一部）採用（特に鉢・高坏へ）である。これらは在地系土器群から出自が追跡できず、他地域の土器型式からの影響により採用されたと考える。前者の出自は複数あり限定できないが、後者は下北・三八上北地方に特定可能である。後者を考慮すれば、前者も同地域から影響と考えてよい。

北日本先史時代史の再構築に向けて

分析成果と先行研究とを照合し検討してみよう。先行研究は砂沢式土器を母体として津軽地方に五所式土器、下北・三八上北地方に二枚橋式土器が成立したと理解している。しかし分析成果によると、砂沢式土器はその第 3 期に変形工字文の複線化と連繫入組文 Rsr 系列を採用する。つまり砂沢式土器に後続する五所式土器は砂沢式土器からだけではなく下北・三八上北地方の土器型式（江塚沢式土器／二枚橋式土器）の影響を受けて成立する。その後、五所式土器に併行する二枚橋式土器は、津軽地方に宇鉄Ⅱ式土器・井沢式土器／田舎館式土器、渡島半島に恵山式土器を成立させる。

先行研究は、弥生文化要素（水田跡・類遠賀川系土器）を伴う砂沢式土器が、東へ北へと波及・展開する「弥生化」という側面を強調する。これに対して本研究では、在地系土器群に焦点を絞ることで、これとは反対方向の流れを明らかにした。また青森県脇野沢村瀬野遺跡（二枚橋期）からは北海道日高地方などに系譜が求められる突瘤手法をもつ土器もある。これもまた「弥生化」の流れとは異なる流れである。

ところで、かつて東北北部は、縄文時代以後、弥生文化の領域の中ではなく、縄文文化が存続するか、もしくは続縄文文化の中で理解されてきた。続縄文文化の用語を設定した山内清男氏は、東北北部の弥生併行期土器（田舎館式土器）が北海道渡島半島の恵山式土器と共通点が多いことを理由に、東北北部を続縄文文化として捉えた。この共通点こそ、両地域が密に交流しつつ情報や物資を交換してきた一側面ではないだろうか。幾つもの要素からなる通時的・共時的な運動性の中にありながらも、時に地域ごとに独自の選択をしながら個性ある社会を形成して来たのが北日本先史時代である。

大正期における東濃鉄道導入の推進主体

清水 孝 治

(明治大学大学院博士後期課程・地理学)

わが国において明治期以降、近代交通機関として発達してきたのが鉄道交通である。なかでも、「軽便鉄道建設ブーム」とよばれる明治末期から大正期にかけて、全国各地において地方民営鉄道があいついで成立した。本報告では、政府の鉄道政策をはじめとする全国的動向をふまえつつ、地方民営鉄道の建設計画を推進した発起人、および資金調達にて大きな役割をはたしたと考えられる株主（＝大株主）に注目し、そうした人物の経済活動の実態をつうじて鉄道交通導入の経済的背景を明らかにしたい。

対象地域とした岐阜県中濃地域は、愛知県との県境に位置し、五街道のひとつである中山道と主要河川である木曾川が交差する交通の要衝であった。中濃地域における鉄道交通導入の契機は、政府が1883年に決定した中山道経由による東京―京都間の鉄道建設の方針に求められるが、この方針は政府の鉄道政策の転換によって実現されなかった。それ以後、1892年に制定された「鉄道敷設法」の改正（1897年）によって、当該地域への鉄道交通導入は政府による鉄道建設というかたちで具体的に明示された。「中央線及北陸線ノ連絡線」としての「岐阜県下多治見ヨリ岐阜ニ至ル鉄道」という国鉄予定路線（岐阜―多治見間）の追加がそれである。しかし、実際にそれが実現するのは1918年以降であった。

他方で、1890年代後半の企業勃興期には、鉄道事業は有益な投資対象とみなされ、全国各地において民間資本による鉄道計画が出願された。中濃地域に直接的に関係するものもいくつか存在したが、この当時の岐阜県内における資本蓄積が未成熟ゆえに、その資金調達は困難をきわめ、いずれも実現にはいたっていない。

こうしたなかで、中濃地域在住の人物が発起人となり、1912年に東濃鉄道の建設計画が出願された。当該地域への鉄道交通導入は民間資本によって具体化したのである。この鉄道計画は「軽便鉄道法」（1910年制定）、および「軽便鉄道補助法」（1911年制定）に依拠しており、地方交通の発展をはかるという政府の意図に合致していた。東濃鉄道の資本金は45万円で、予定路線（新多治見―御嵩間）は起・終点をふくめ、中濃地域のなかでも可児郡内において完結していた。

東濃鉄道は1920年に全線開業となったが、開業以後の経営は計画当初の収支予測を大きく凌駕していた。東濃鉄道の営業係数（営業収入にしめる営業内費用の割合）は、同一時期に成立した同一規模の地方民営鉄道の全国平均と比較して良好であり、「軽便鉄道補助法」にもとづく政府補助金の交付も、東濃鉄道では一度かぎりであった。東濃鉄道の経営が安定していた大きな要因は、出願当初の資本金が減額（35万円）されたとはいえ、その85%は開業直前までに払込完了となっており、資金調達がほぼ順調に完遂されたことに求められる。

東濃鉄道の発起人はほぼ中濃地域在住の人物から構成され、その約半数の人物には、経営者・役員として鉄道事業以外の諸会社（他産業部門）への関与が認められた。なかでも、地域経済の中核をなす銀行、あるいは電気・ガスといった公共性の高い事業への関与が多い。家業では酒造業および製糸業を営む人物が多く、岐阜県内において上位の大地主も存在している。

他方で、東濃鉄道の株主の多くは、沿線町村である可児郡北部の5町村在住の人物であった。この傾向は東濃鉄道の株式所有（1921年現在）ともほぼ一致しており、資金調達では中濃地域のなかでも、沿線町村と沿線以外の町村によって大きな差異が認められた。株主の経歴をみると、公職関係では町村長・県会議員とその経験者が多く、帝国議会議員に選出された人物もふくまれる。公職以外では域外所在会社をふくめ、複数の経営者・役員を兼任する人物が散見される。

東濃鉄道の発起人・株主にみる経済活動は、その成立前後に活発に展開されていった。彼らは中濃地域（域内）に所在する鉄道事業以外の諸会社の半数以上、しかも多岐にわたる業種に経営者・役員として関与していた。そうした経済活動の一端を反映すると考えられる彼らの租税負担（営業税および所得税）をみると、家業経営とともに全国的な株式市場での株式取得によって資産家的側面を強くしていった人物や、複数の域内所在会社の経営者・役員として企業家的側面を強くしていった人物の存在がよみとれた。

以上のことから、中濃地域のように、ある特定の少数の産業に過度に依存していなかった地域では、家業経営とともにある程度の蓄積資産をもった多くの地主・資産家が参画しなければ、民間資本による鉄道交通導入は困難であった。また、東濃鉄道の発起人にみられるように、会社をあいっいで設立し、さまざまな事業を積極的に展開する人物の存在も不可欠であった。東濃鉄道の発起人・株主にみる経済活動は、当該時期の民間資本による鉄道交通導入が地域経済の発展と密接にかかわっていたことを物語っている。

2002 年度大会テーマ

歴史研究の現場から

佐藤清隆

(明治大学文学部教授・西洋史)

私は、2001年4月から翌年3月までの約1年間、在外研究でイングランドのほぼ中央に位置するレスターという地方都市に滞在する機会に恵まれた。そこで私がみた世界は、予想もしなかった多民族都市レスターの生々しい現実であった。

レスターは、人口30万人足らずの中規模地方都市であるが、そこになんと、19世紀以来、アイルランドやスコットランドからの移民、ユダヤ系移民、ロシアや東ヨーロッパ（ポーランドなど）からの移民、イタリアやギリシアからの移民、インド、パキスタン、バングラデシュ、東・中央アフリカからのアジア系移民、カリブやアフリカからのブラックたちなどが住みつくようになり、現在実にさまざまな民族が暮らしているのだ。そして、この町は、近い将来イギリスでノン・ホワイトがホワイトを最初に超える都市になるだろうとも予想されているのである。

こうした移民たちのアイデンティティを培う上できわめて重要な役割を果たしているものの一つに「宗教」がある。レスターには、ヒンドゥー・シク・ジャイナ教・仏教などの寺院、ムスリムたちのモスク、ユダヤ人のシナゴグ、ブラック系・アイルランド系・ポーランド系、ウクライナ系、ギリシア系などの教会がいたるところに存在しているのだ。他に、さまざまな民族のコミュニティ・センターも点在している。

また、彼ら移民たちの「文化」や「宗教」と関わってさまざまな祭りやイベントも頻繁にも催されている。そこにあるのは、もはやキリスト教を中心とした「暦」などでない。例えば、ヒンドゥーのお祭り、ディヴァーリーの「灯」は、すでにクリスマスの「灯」に劣らない輝きを放っているのだ。レスターには、すでに複数の「文化」や「暦」が深く人々の暮らしに入り込んでいるのである。

私はこの町に住み始めた頃は暮らしに慣れるのが精一杯で、「多民族社会」どころではなかった。しかし、以前イギリス近世の浮浪者について多少勉強していたこともあって、住み慣れるにつれ徐々にこのテーマに引き込まれていった。それにさらに拍車をかけたのが、昨年9月11日の同時多発テロと10月の盲腸炎による入院であった。私は、テロ後、レスターに住むムスリムたちのことが気になり始め、モスクを訪ねたりもした。入院先では、病院で「多民族都市レスターの縮図」を容赦なく見せつけられたのであった。因みに私の主治医はインド人であった。こんなことが切っ掛けでその後、私の多民族都市レスターの「散策」が始まった。

本講演では、こうした「散策」で、見たり、聞いたり、そして多少は読んだりして得た情報をもとに多民族都市レスターの現状の一端を紹介してみたい。この「散策」では、寺院・教会・シナゴグ・モスクなどの宗教施設、学校、病院、公園、墓地、レストラン、パブなどを訪れ、またさまざまな祭りやその他のイベントにも参加する機会があっ

た。そして、幸いにも、それらの多くを写真に撮ることができたのである。今回は、それらの写真を観てもらいながら、話をすすめていきたい。現代の多民族都市レスターはわれわれに何を問いかけているのであろうか。そして、このレスターからどのような「現代イギリス」の姿がみえてくるのであろうか。

高田 幸男

(明治大学文学部助教授・東洋史)

私は2001年3月より2002年3月まで1年間、明治大学在外研究員として中国で研究活動をする機会を得た。研究課題は「近代中国における教育団体と地域社会」、受け入れ先は南京大学歴史系陳紅民氏で、近代に中国各地で結成された教育団体に関する史料を、南京および周辺の地方都市の^{とうあん}档案馆（文書館）・図書館において収集するほか、史跡見学や各地研究者との交流をおこない、あわせて変貌著しい現代中国の諸相を見聞することが目的であった。

結局、南京を拠点に、江蘇省内の常州・無錫・蘇州・常熟・揚州・徐州各市のほか、上海、北京で史料収集をおこない、また新疆ウイグル自治区や湖南省の長沙・岳陽などにも足を延ばし史跡を見学した。中国の長期滞在は今回が2度目であるが、前回（1987年9月～1989年12月）はインフレと民主運動鎮圧の激動を体験したのに対し、今回は経済的躍進のなかで静かに、だが急速に進行する変化を体感した。

多分に皮相で印象的な観察になるが、以下にまとめてみることにしよう。

1. 進む資料公開

まず、史料収集に関連して地方図書館・档案馆についてみてみると、改革開放政策の進展にともない、十年前と比べその資料公開度は全般的に大きく改善されてきている。今回訪問した中でも、経済発展いちじるしい蘇州・無錫の図書館、無錫・常熟の档案馆では、利用規程が明示されており、快適に史料を閲覧できた。とくに現政権の歴史的評価に直結する近代檔案は、従来公開が厳しく制限されてきたものであり、隔世の感がある。これら档案馆はいずれも抗日戦争以前の檔案をほとんど所蔵していなかったが、反面、日本占領期や人民共和国成立後の50年代の檔案も閲覧できるようになっており、手薄だった両時期の実証的研究に道を開くものといえる。

ただ常熟市档案馆のように、ホームページを立ち上げるなど積極的に情報公開・利用促進をおこなっている档案馆がある一方で、揚州市档案馆のように、電算化などの整備が公開度向上に結びついていない档案馆もあり、同じ江蘇省内の档案馆でも資料公開度の地域差が広がりつつあることを感じた。さらに、商会（商工会議所）檔案を大量に所蔵することで有名な蘇州市档案馆のように、閉鎖的な地域ではないのだが館長の方針により閲覧が厳しく制限されている館もある。

2. 「国家主義」の昂揚

2001年は、中華人民共和国にとって「国家主義」昂揚の年であった。4月の米中空軍機接触事故とそれをめぐるキャンペーンに始まり、7月の2008年オリンピック北京開催決定、10月の2002年サッカー・ワールドカップへの人民共和国チームの出場決定、12月の人民共和国WTO加盟などの「事件」が続き、政府と中国共産党はそれらを愛国心の強化へフルに活用した。またテレビも国旗・国歌のスポット広告を流すなど、富強化への期待を政府・党への支持と結びつけようとしていた。少なくとも沿岸大都市においては、人民共和国の「国威発揚」を歓迎するムードがあった。

だが目を内陸地方へ転じるとどうだろうか。湖南省では、省都長沙の近県でも幹線道路をはずれると道路整備も進まず、工場誘致・観光開発に苦勞している姿があった。さらに新疆ウイグル自治区、とくにその最西端の都市カシュガルでは、首都北京との距離を実感し、またイスラーム・トルコ人社会と漢民族との矛盾をかいま見ることができた。

ただ、一方でインターネットの普及は予想以上であり、内陸の鎮（田舎町）でも「ネット・バー」を見かけた。政治意識やアイデンティティの問題を考える場合も、このような情報普及の影響を考慮する必要があるだろう。

3. 環境問題の深刻化

開発にともなう環境破壊の問題は、以前から一部では危惧されてきたが、今ではメディアで環境問題が取り上げられる頻度も極めて高く、危機感がようやくに広汎なものになってきた感がある。とくに今年3月西北部から北部一帯を広く襲った大砂塵は、砂漠化の深刻さを痛感させた。都市住民の食や生活環境への不安は日本と大差なく、表面的な豊かさより生活の質的向上が求められるようになり、政府・党にとっても重要課題となっている。

アメリカ合衆国アラバマ州マウンドヴィル遺跡の考古学

佐々木 憲一

(明治大学文学部助教授・考古学)

マウンドヴィル遺跡は面積 100ha、合衆国ロッキー以東第2の大遺跡である。そこに20基の、墳丘墓や建造物の基壇として築造されたマウンドが存在する。この遺跡が考古学界で注目されるのは、その大きさ故ばかりではなく、1860年代以来1世紀以上連続と調査が続けられ、その遺跡も完全に保存されているからである。今回の報告では、その長い研究史のなかでも、1904～1905年にかけて、アマチュア考古学者 Clarence Bloomfield Moore が実施した発掘調査に焦点を当て、現代的観点からみても優れた問題意識に基づく研究が既になされていた事実を明らかにする。また、アメリカ合衆国の考古学は人類学の一分野に位置づけられているため、歴史学者たる日本考古学者は、その研究成果を低く評価する傾向が強いが、レベルの高いモアの調査成果を例にとり、日本もアメリカ合衆国も、考古学研究の根ざすところ、目指す目的は余り変わらないことを最後に主張したい。

マウンドヴィル遺跡は北アメリカ先史時代のミシシッピ文化期に属し、紀元900年頃から1600年頃まで最高首長の居住地として、また儀礼の中心地として栄えた。20の墳丘墓（マウンド）を持つマウンドヴィルを中心に、マウンドを一つしか持たない集落が周辺に10カ所確認されており、さらにその周辺にはマウンドが築造されることのなかった村落が展開していると考えられている。また、埋葬のあり方を分析すると、墳丘墓に葬られる者と、単に土壇墓に葬られる者との違いがあつて、考古学研究者はそれを社会階層の違いと捉えている。実際、マウンドヴィル遺跡では墳丘でない場所から3000以上の土壇墓が発掘された。このような集落構造と埋葬方法のあり方から、ミシシッピ文化期の社会構造を、この時期のハワイの社会構造に似た「首長制」とアメリカ合衆国の研究者は推定している。

遺跡は北を川で隔てられ、東、南、西面は防御壁で囲まれていた。その内側は、20基のマウンドが取り囲むように中心部は「プラザ」と呼ばれる空き地があり、その他居住区、公共施設と考えられる建物、手工業生産の場等に、機能的に分割されていた。また、多数のマウンドを築造するため、池が掘られ、そこで採られた魚は、マウンドヴィル居住者の食糧となつたと推測される。マウンドは高さ1mのものから、8mのものまで様々であるが、最大のマウンドBは、高さ17m、底部の面積は1000平方メートルを誇る。

この遺跡の存在は19世紀半ばには知られており、1896年に最初の調査が行われ、ある程度正確なマウンドの位置図が作成された。また発掘の結果、マウンドが3段階に亘って築造されたことを示唆するような観察もなされた。1904～1905年には、今回の報告のテーマであるモアが現存するマウンド全てを発掘し、遺跡の正確な地図を発表した。この調査方法等については発表で詳しく検討する。

1929～1941年は世界恐慌による失業対策のため、アラバマ自然史博物館が中心となり、マウンド以外の5000平方メートル以上の面積を発掘した。その結果、2250の土壙墓、100以上の炉、75の建造物遺構、さらに土器など大量の遺物が検出された。この間の発掘はプロの考古学研究者によるものではなく、発掘技術の面で色々と問題が多いが、それでも、マウンド以外の遺構を多数検出することに初めて成功したわけで、遺跡の多面的な性格を理解する上で大きく貢献した。

1970～1980年代は、首長制社会の変革過程を探るため、ミシガン大学人類学博物館の若手（当時）研究者達により、長期的な学術調査の対象となった。この一連の調査により、次のような興味深い事実が明らかになった。1) マウンドヴィル社会の生業は狩猟採集にある程度依存しつつも、主たる生業基盤はトウモロコシ栽培であったこと。2) 人骨の化学的分析により、墳丘墓に葬られていた人が、そうでない人より良い栄養状態にあったこと。3) マウンドヴィルとその周辺の遺跡で出土した鹿骨の部位の分析から、マウンドヴィル遺跡のような中心集落では食用価値の高い部分が消費されていたこと。

以上のように、マウンドヴィル遺跡の調査は、その研究史を通じて当時最高の研究法が実践されてきた点において、アメリカ合衆国考古学の発展を考える上で重要である。と同時に、日本の考古学研究法との比較を通じて、日本と合衆国の研究法の共通性や差異も見いだすことにより、双方の研究法の有効性などを客観的に評価することを期待したい。